

令和2年10月 越谷市営住宅 入居者募集案内

募集期間：10月1日（木）～10月21日（水）

（10月21日の消印有効）

《お申込み時の注意点》

1. この募集案内をよくお読みいただき、募集住宅の場所、周辺状況をご確認のうえお申込みください。
2. 申込受付は郵送となります。（付属の申込用封筒をご利用ください。）
3. 申込書及び提出書類はお返しいたしません。

（募集に関するお問合せ先） **※申込書の郵送先は3ページをご確認ください。**

埼玉県住宅供給公社
市町村営住宅課 越谷市営住宅担当
電話 048(829)2873

受付時間 午前 8:30～午後 5:15（祝祭日を除く、月曜日～金曜日）

<目 次>

・ 入居者募集のあらまし	1～2ページ
1. 申し込み方法	3ページ
2. 資格喪失事項	3ページ
3. 注意事項	4ページ
4. 申込資格(入居資格)	5～6ページ
5. 収入と所得について	7ページ
6. 収入月額計算方法	8～9ページ
7. 入居者決定方法	10ページ
8. 抽選	10ページ
9. 抽選方法	10ページ
10. 個人番号(マイナンバー)の事前提出について	11ページ
11. 入居資格審査等	12ページ
12. 入居手続き	12ページ
13. 資格審査日に必要な書類	13ページ
14. 募集住戸	14～15ページ
15. 住宅案内図と参考間取り図	16～18ページ

入居者募集のあらまし

申込みから入居まで

「申込資格」と「申込みできる住宅の種類」等を確認する
市営住宅への入居を希望する場合には、一定の申込資格が必要です。
該当する申込資格により、申込みできる住宅の種類が決まりますので、この募集案内の「4. 申込資格（入居資格）」「14. 募集住戸」をご覧ください。内容を確認ください。



申込み

原則として申込みに必要な書類は郵送で提出していただきます。

【申込みに必要な書類】

- (1) 「市営住宅入居申込書」（この募集案内に付属しています。）
記入漏れ、記入誤り及び不明瞭または意味不明な文字等があると受付できません。また、資格等を誤って申告されますと失格になりますので、十分ご注意ください。
- (2) 個人情報の取扱いにかかわる「同意書」（「市営住宅入居申込書」裏面）について内容を確認のうえ、同意の証として記名押印をしてください。
- (3) 申込者本人または申込者と同居する親族に、障がい者等に該当する方がいる場合は、該当者の「障害者手帳等の写し」を同封してください。
(1. 申込み方法（P. 3）を参照してください。)

申込みに必要な書類を付属の「申込用封筒」に 84 円切手を必ず貼って郵送してください。それ以外の封筒を使う際は、封筒の表に「入居申込書在中」と朱書きしてください。
※受付期間（10月1日（木）～10月21日（水）【当日消印有効】）にご注意ください。

募集住宅の応募状況をお知りになりたいとき

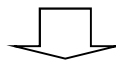
お電話でお問い合わせいただいた方に、直近の応募状況の倍率をお知らせします。

問合せ先 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 越谷市営住宅担当 TEL 048-829-2873



抽選番号通知書の送付

申込締切後「抽選番号通知書」を公社から郵送いたします。
令和2年11月2日までに「抽選番号通知書」が届かない場合は、埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課 越谷市営住宅担当 TEL 048-829-2873 までご連絡ください。

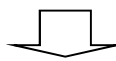


公開抽選 [令和2年11月9日]

申込者数が募集戸数を上回った場合には、公開抽選（自由参加）となります。
抽選の順位により、資格審査対象者・補欠者・落選者を決定します。

- ・ 募集戸数が1戸の場合、「資格審査対象者」1名、補欠第1位～補欠第3位
- ・ 募集戸数が2戸の場合、「資格審査対象者」2名、補欠第1位～補欠第4位
- ・ 募集戸数が3戸の場合、「資格審査対象者」3名、補欠第1位～補欠第6位

抽選会に出席されなくても、抽選結果に影響することはありません。



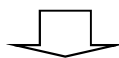
抽選結果通知書の送付 [令和2年11月12日発送予定]

申込者全員に、「抽選結果通知書」を郵送いたします。
※資格審査対象者になられた方には、事前にご用意いただく書類があります。詳細は、10. 個人番号の事前提出について（P. 11）をご確認ください。



個人番号（マイナンバー）の事前提出

抽選の順位に従い、対象者には審査を受ける前にマイナンバーを提出していただきます
資格審査対象者は「市営住宅入居資格審査申出書」に入居予定者全員の個人番号（マイナンバー）を記入し、必要書類（P.11を参照してください。）を添付のうえ、専用封筒で指定期日までに越谷市役所建築住宅課宛てに提出していただきます。



入居資格審査 [入居資格審査日：令和2年11月30日, 12月1日]

- (1) 資格審査の日時・場所の案内送付
資格審査対象者には、抽選結果通知書に案内を同封します。
- (2) 入居資格審査
入居資格の有無について、書類審査並びに資格審査対象者本人または家族等に対する聞き取り調査などを行います。
審査に必要な書類は、13. 資格審査日に必要な書類（P.13）を参照して下さい。
収入基準に該当しない方や、誤って資格等を申告された方は失格になります。
また、入居資格審査（聞き取り調査）を無断で欠席されると、失格になります。
※状況に応じて資格審査を郵送で行うことがございますので予めご了承願います。

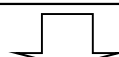


入居決定通知等の送付

入居資格審査で入居資格を満たしていると判定された方には、「入居決定通知書」と入居手続きに必要な以下の書類を郵送いたします。

- ・ 市営住宅入居請書
市営住宅への入居には、原則として保証人が1名必要となります（請書に記名押印のうえ、所得証明書及び印鑑登録証明書を添付していただきます）。
- ・ その他必要書類

（※ただし保証人1人を見つけることが困難な時は、お問合せ先（表紙下段）までご相談下さい。）



入居説明会の開催

入居予定者に対し、入居に際しての手続きや注意事項等について説明します。

入居に係る諸手続き等の確認をいたします。

なお、入居説明会を無断で欠席されますと失格となります。

入居前に敷金（決定家賃の3か月分）を納入していただきます。



入 居

入居可能日：令和3年1月6日（予定）

入居可能日から15日以内に入居していただきます。

家賃は引越し日にかかわらず、入居可能日から発生します。

1. 申込み方法

受付期間 令和2年10月1日（木）から10月21日（水）[当日消印有効]

申込方法 下記書類をこの募集案内に付属する申込用封筒に入れて郵送してください。

- (1) 「市営住宅入居申込書」（この募集案内に付属しています。）
- (2) 「同意書」（「市営住宅入居申込書」裏面）
- (3) 「障害者手帳等の写し」

申込者または同居する親族に、身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳等 **Ⓐ**、A、B、Cのいずれかの交付を受けている方がいる場合。

※手帳のコピーがない場合は、抽選時の優遇措置を受けることができません。また、申し込み要件に手帳が必須である場合には、受付をすることができません。

※世帯構成の状況により、上記以外に追加で書類を提出していただく場合があります。

郵送先	〒330-8516
	さいたま市浦和区仲町 3-12-10
	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課
	越谷市営住宅担当 TEL048-829-2873

2. 資格喪失事項

次のいずれかに該当した場合は、資格喪失（失格）になります。

- (1) 申込書や添付書類及び資格審査に虚偽があるとき。または、同一世帯で2件以上の申込みを行ったとき。
- (2) 入居決定してから、手続き期間内に入居者と同等以上の収入のある保証人が連署した請書（※ただし保証人1名を見つけることが困難な場合は、お問い合わせ先（表紙下段）までご相談ください。）及び所得証明書などの添付資料の提出と、敷金（決定家賃の3か月分）の納入がないとき。
- (3) 入居可能日から15日以内に、入居決定通知書に記載された方全員の入居ができないとき。
- (4) 婚姻予定者を同居親族として申込みをされた場合で、入居資格審査日までに婚姻予定者の入籍が戸籍等において確認できないとき。
- (5) 内縁関係で申込みをされた場合で、住民票にて1年以上の同居、及び双方とも配偶者がいないことが戸籍等において確認できないとき。
- (6) 離婚予定（協議中含む。）で申込みをされた場合、入居資格審査日までに離婚の成立が戸籍等において確認できないとき。
- (7) 申込者が申込みの受付後に転居等を行い、入居資格審査日において所在が確認できない、または市外に転出したとき。
- (8) 入居資格審査日までに市営住宅入居資格審査に必要な書類の提出がないとき。または、聞き取り調査等が実施できないとき。
- (9) 資格審査及び入居に際して、市の指導に従わないとき。
- (10) 補欠者の入居資格審査対象期限[令和3年1月6日]を経過したとき。
- (11) 申込み後に申込み内容に変更があったにもかかわらず埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課に速やかに連絡をしなかったとき、また、それによって通知等が到達しないとき。

3. 注意事項

- (1) 市営住宅は、真に住宅に困っている低所得者の方のために、低額な家賃で賃貸することを目的として、国の補助を受けて建設した住宅です。そのため、公営住宅法、同法施行令、越谷市営住宅設置及び管理条例、同条例施行規則及び関係法令により、入居者の守るべき義務や様々な手続きなどが細かく定められています。したがって、一般の賃貸住宅とは異なり、住宅の使用方法等について制限や制約を受けることになり、これらに違反すると市営住宅から退去していただきます（詳細は入居手続き時にご説明いたします）。
- (2) 市営住宅では、犬、猫、鳥等をはじめとする動物を飼育する、または一時的に預かることはできません。そのような行為を行った場合には、市営住宅から退去していただきます。
- (3) 市営住宅では、共同部分の管理・費用負担については各住宅の自治会が行っていますので、自治会への加入をお願いします。
- (4) 市営住宅から退去するときは、畳表・襖紙の張替え等、条令および規則に従い入居者の負担で修繕を行っていただきます。
- (5) 自動車を所有している方は、駐車場を必ず確保してください。七左町中層住宅及び西大袋中層住宅には、敷地内に駐車場（有料。ただし、利用を希望する時点で空き区画がない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）があります。また、南越谷しののめ住宅には、敷地内に民間の貸駐車場があります。
- (6) 補欠者の資格審査や入居手続き等については、資格審査対象者が失格又は辞退となった時点で別途、補欠者本人に通知します。ただし、入居資格審査対象期限〔令和3年1月6日〕を経過した時点で、補欠者の資格は喪失します。
- (7) 市営住宅に入居後、世帯の人数に増減があった場合などには、世帯構成と住宅規模の不一致を解消するため、他の市営住宅の住戸に転居していただく場合があります。〔例：3DK などの間取りに1人で入居する状態、狭い間取りに多人数で入居する状態など〕
- (8) 他人の迷惑になる行為や市長、管理者の指示・命令等に従わない場合は、市営住宅から退去していただきます。

4. 申込資格（入居資格）

【共通要件】

市営住宅への申込みができる方は、次の①から⑥までのすべての要件に該当する必要があります。単身で申し込む方、子育て支援住宅を申し込む方、シルバーハウジング住宅、シルバーハウジング車椅子対応住宅を申し込む方は、それぞれ6ページの単身者の申込要件、子育て支援住宅の申込要件、シルバーハウジング住宅の申込要件、シルバーハウジング車椅子対応住宅の申込要件にも該当する必要があります。なお、外国人にあっては、同居予定者を含め、在留資格を持っている方（「在留カード」もしくは「特別永住者証明書」が交付されている方）に限ります。

- ① 申込受付日の前日から遡り引き続き1年以上越谷市内に住所を有し、かつ現に居住していること。
- ② 入居しようとする世帯全員（内縁関係にある者、婚姻の予約者も含む。）の合計所得額が以下の収入基準額の範囲内にあること。

【収入基準額の範囲】

収入月額	一般世帯	158,000円以下
	裁量世帯	214,000円以下

※ 収入月額とは、世帯全員の年間収入額から所得控除、親族控除、特別控除などを差し引き、残った額を12（12か月）で割った額のこと。月収金額とは異なります。

※ 計算方法は、8ページ及び9ページの収入月額計算方法をご参照ください。

【参考：年間所得による申込基準早見表】（単位：円）

扶養者数	1人	2人	3人	4人
一般世帯	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
裁量世帯	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000

○裁量世帯とは

次のいずれかに該当する方が申込者または同居者である世帯を指します。

- ア. 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- イ. 1～3級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。
- ウ. **Ⓐ**、AまたはBの療育手帳等の交付を受けている方。
- エ. 入居者が60歳以上（申込締切日時点）の方で、かつ同居者のいずれもが60歳以上（申込締切日時点）の方または18歳未満の方である場合。
- オ. 戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方。
- カ. 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者の方。
- キ. 海外からの引揚者で本邦引揚後、5年以内の方。
- ク. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方。
- ケ. 同居者に小学校就学前の者がいる方。

- ③ 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む。）がいること。（単身入居資格のある方を除きます。）

夫婦のどちらか一方が子どもと申し込む場合や、現に親がいるにもかかわらず、兄弟姉妹や祖父母と孫だけで申し込む場合など、社会通念上不自然な世帯分離による場合は申込みができません。また、同居しようとする親族が婚約者である場合は、入居資格審査日までに戸籍等で入籍したことが確認できなければ、資格喪失（失格）になります。同居しようとする親族が内縁関係である場合は、入居資格審査日までに住民票にて1年以上の同居、及び双方とも配偶者がいないことが戸籍等において確認できなければ、資格喪失（失格）になります。

- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
申込時点において、住宅を自己所有している方（共有持分がある場合も含む）や、都市再生機構

(旧都市公団)の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、住宅供給公社住宅、県営住宅及び市営住宅に既に居住している方は、申込みできません。

- ⑤ 入居しようとする世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、入居に際し、資格審査の一環として関係機関に照会を行います。
- ⑥ 納税義務を果たしていること（市県民税、国民健康保険税等）。未納の場合は支払い計画書を求めます。

【単身者の申込要件（単身で申し込む方の追加要件）】

単身者で申込みができるのは、配偶者のいない方(⑩を除く)で次のいずれかに該当する方です。ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることができない、または受けることが困難であると認められる方は申込みできません。

- ① 60歳以上（申込締切日時点）の方であること。
- ② 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ③ 1～3級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。
- ④ **(A)**、A、B、Cのいずれかの療育手帳等の交付を受けている方。
- ⑤ 戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方。
- ⑥ 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者の方。
- ⑦ 海外からの引揚者であって、本邦引揚後、5年以内の方。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方。
- ⑨ 生活保護受給者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方。
- ⑩ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する場合。
 - ・ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
 - ・ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない場合。

【子育て支援住宅の申込要件（追加要件）】

子育て支援住宅に申込みできるのは、18歳未満の子どもと現在同居し、扶養している世帯です。（※入居期限があり、子供（2人以上の場合は、その中で年齢が一番若い子供）が18歳に達する年度までの入居となります。）

【シルバーハウジングの申込要件（追加要件）】

シルバーハウジングの申込みについては、以下のいずれかに該当しなければなりません。

- ① 高齢者（申込締切日時点で60歳以上）の単身世帯（単身可住戸に限ります。）
- ② 高齢者（申込締切日時点で60歳以上）の親族のみからなる世帯
- ③ 高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれか一方が申込締切日時点で60歳以上であること。）

【シルバーハウジング車椅子対応住宅の申込要件（追加要件）】

シルバーハウジング車椅子対応住宅に申込みできるのは、上記【シルバーハウジングの申込要件】のいずれかの条件を満たすほか、以下の要件に該当しなければなりません。

申込者又は同居しようとする親族のなかで身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けており、かつ車椅子を常用している方がいる世帯であること。

5. 収入と所得について

○収入と所得

収入とは、「事業」や「不動産」などの場合には、「経費を差し引く前の金額」のことです。

また、「給与」や「年金」の場合には、「支払われた金額（所得税や社会保険料などを差し引く前の金額）」のことです。

所得とは、「収入」から「経費」などを差し引いた後の金額になります。

○主な「所得」の種類

(1) 事業所得

飲食業、農業、建設業、外交員などの事業から生じる所得

$$\text{【収入金額】} - \text{【必要経費】} = \text{【事業所得】}$$

(2) 給与所得

$$\text{【収入金額】} - \text{【給与所得控除】} = \text{【給与所得】}$$

(3) 雑所得（公的年金など）

収入が年金のみの場合

$$\text{【公的年金等の収入金額】} - \text{【公的年金等控除】} = \text{【雑所得】}$$

※遺族年金、障害者年金などの非課税年金の年間所得金額はゼロとなります。

○公的年金等に係る雑所得の計算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	雑所得の金額
65才以上	1,200,000円以下	0円
	1,200,001～3,299,999円	収入 - 1,200,000円
	3,300,000～4,099,999円	収入 × 75% - 375,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入 × 85% - 785,000円
	7,700,000円以上	収入 × 95% - 1,555,000円
65才未満	700,000円以下	0円
	700,001～1,299,999円	収入 - 700,000円
	1,300,000～4,099,999円	収入 × 75% - 375,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入 × 85% - 785,000円
	7,700,000円以上	収入 × 95% - 1,555,000円

◎公営住宅法に基づく収入について

公営住宅法にいう「収入」とは、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から、次ページ以降の「6. 収入月額計算方法」における控除金額を控除した額を12で割った額をいいます。（公営住宅法施行令第1条第3号）

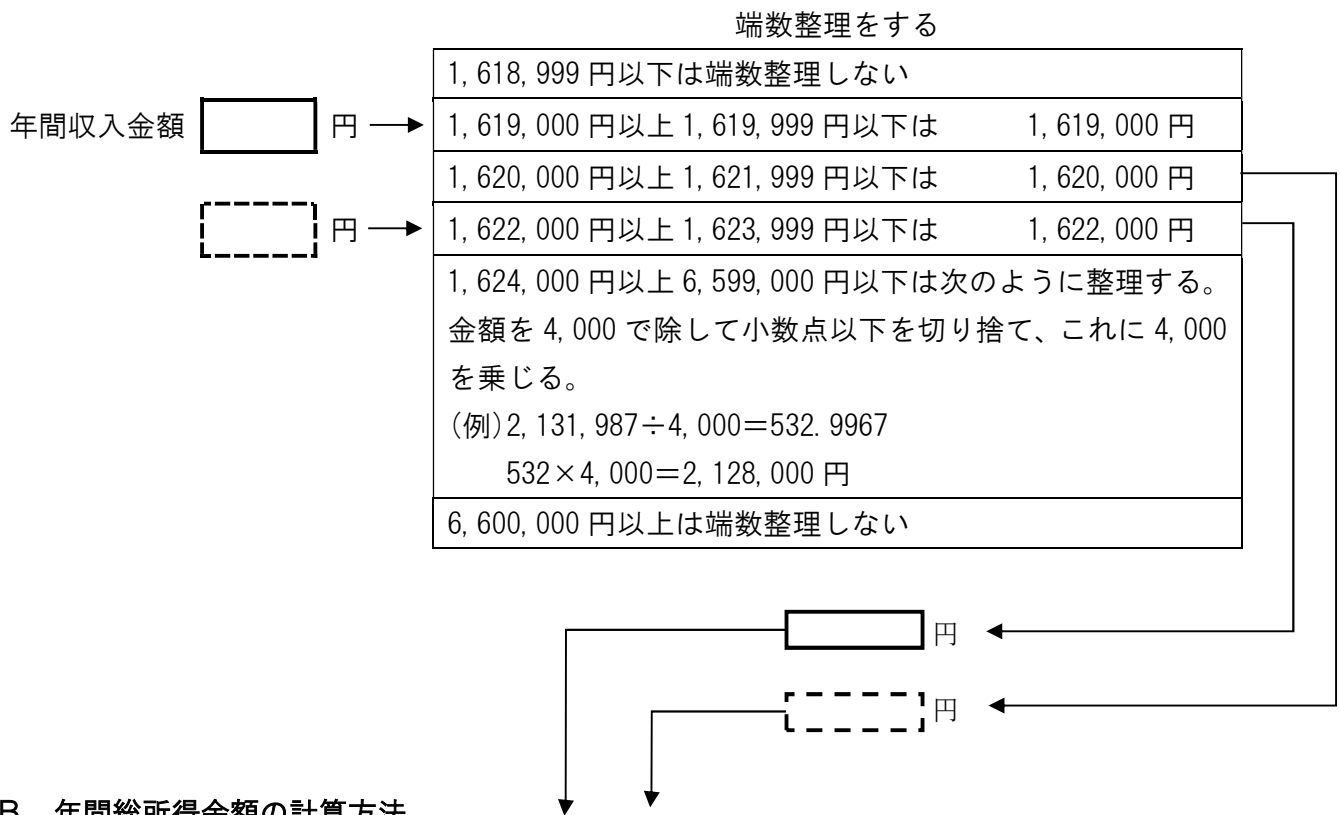
※次ページの表により算出できます。

6. 収入月額計算方法

年間収入金額から計算する場合は次のAから
 年間所得金額から計算する場合はCから } 計算する。

〔 〕 収入のある者が2人の場合において使用

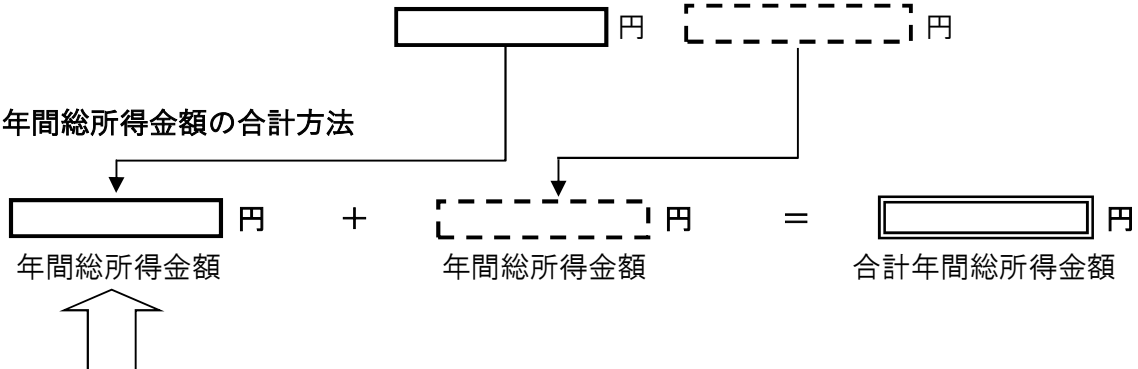
A. 年間収入金額の端数整理



B. 年間総所得金額の計算方法

年間収入金額の区分	年間総所得金額 (円)	
650,999 円以下		0
651,000 円以上 1,628,000 円未満	端数整理後の年間収入金額	— 650,000
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.6	
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.7	— 180,000
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.8	— 540,000
6,600,000 円以上 10,000,000 円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.9	— 1,200,000

C. 年間総所得金額の合計方法

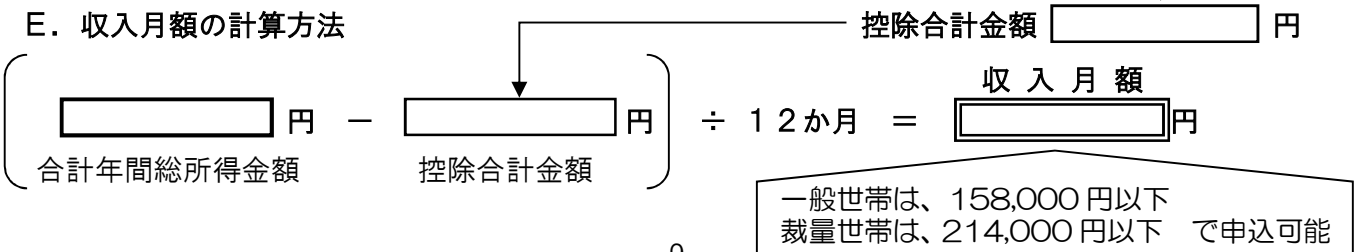


給与所得者や年金所得者は、上記のA及びBによらず、源泉徴収票の所得控除後の額を記入

D. 控除金額の計算方法

控除種別		控除対象者	控除金額	
一般控除	同居・扶養控除	申込者本人を除く同居（又は同居しようとする）親族及び同居しない扶養親族	380,000円	× 人 = 円
	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円	× 人 = 円
特別控除	同一生計配偶者で70歳以上の者	同一生計配偶者のうち年齢70歳以上の人		
	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円	× 人 = 円
特別控除	障害者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、2、3級の人 ウ) 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項以下の人 オ) 年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウと同程度であることの市町村長等の認定書を交付されている人	270,000円	× 人 = 円
	特別障害者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア) 心神喪失の状況にある人 イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、1級の人 ウ) 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された人 エ) 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第三項症までの人 カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 キ) 年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの市町村長等の認定書を交付されている人 ク) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人	400,000円	× 人 = 円
	寡婦控除	所得者本人で ア) 夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で、500万円以下の所得の人 イ) 夫と死別し、若しくは離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人、或いは非婚の母（法律婚によらないで母となった方で現に法律婚をしていない方）で、扶養親族のいる人又は現に生計を一にする子（所得金額が基礎控除額以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者）のいる人	270,000円	× 人 = 円 所得額が27万円未満の場合はその額
	寡夫控除	所得者本人で、妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人又は妻の生死が不明な人、或いは非婚の父（法律婚によらないで父となった方で現に法律婚をしていない方）で、現に生計を一にする子（所得金額が基礎控除額以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者）を有し、500万円以下の所得の人	270,000円	× 人 = 円 所得額が27万円未満の場合はその額

E. 収入月額の見積り方法



7. 入居者決定方法

入居申込者数が募集戸数を上回った場合には公開抽選を行います。抽選結果の順位により、資格審査対象者・補欠者・落選者を決定します。資格審査対象者に対して、市営住宅入居資格審査を行い、入居資格を満たしている場合には、入居者として決定します。なお、入居資格を満たしていない資格審査対象者は失格となり、次の順位の方（補欠者）の資格審査を行い、入居者を決定します。

8. 抽選

申込者数が募集戸数を上回った場合には、公開抽選（自由参加）を行います。

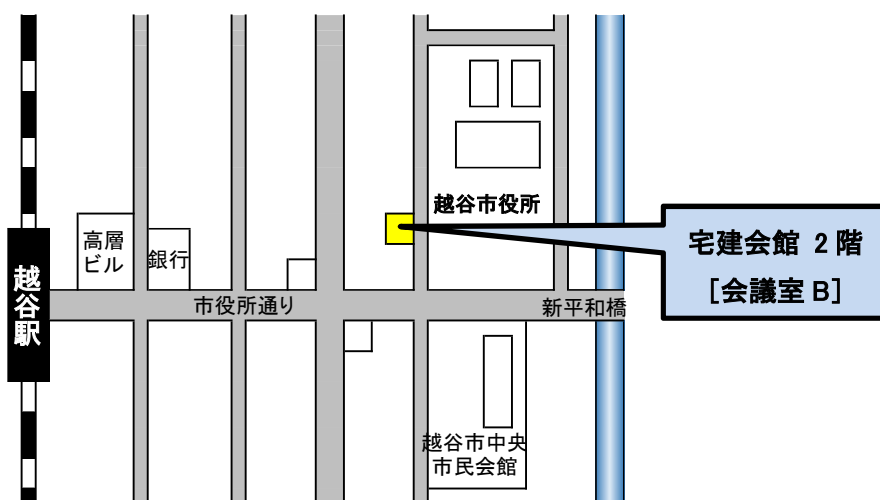
なお、抽選結果は後日郵送により申込者全員に通知いたします。

抽選日時：令和2年11月9日（月） 午前10時30分から

抽選会場：宅建会館 2階 会議室B

住所：埼玉県越谷市越ヶ谷2丁目8番23号

交通：東武スカイツリーライン越谷駅東口下車、市役所通りを徒歩7分



9. 抽選方法

(1) 抽選は、募集住宅ごとに行います。抽選により、資格審査対象者・補欠者・落選者を決定し、募集戸数に応じて、後日、入居資格審査を行います。

(2) 越谷市営住宅設置及び管理条例第9条第3項により、以下の優遇措置があります。

① 申込者本人または申込者と同居する方のうち、越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則5条に規定する以下のいずれかの要件を備える方がいる世帯は、抽選番号を2個発行します。

ア. 18歳未満の子を3人以上扶養している寡婦または寡夫であること。

イ. 65歳以上の高齢者で、現に1年以上同居している同居者が65歳以上または18歳未満の方であること。

ウ. 身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級の方。

エ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級の方。

オ. 療育手帳等の交付を受けている方で (A)、Aの方。

② 前記アからオのいずれかに該当する申込者であって、過去2年間に2回以上落選（補欠者で入居できなかった方も含む。）している方には、抽選番号を3個発行します。

※当選後の辞退・失格等により入居できない場合、それ以前の落選回数の履歴はなくなります。

10. 個人番号（マイナンバー）の事前提出について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の施行に伴い、越谷市では、入居予定者全員から事前に申し出いただいた個人番号を利用して市民税や住民票関係情報等の情報を取得し、資格審査に使用します。

資格審査対象者は下記書類を期日までに、専用封筒（資格審査対象者に市営住宅抽選結果と一緒に郵送いたします）に封入し、封緘のうえ越谷市役所建築住宅課（〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1）宛て郵送又は直接提出してください。

提出期限：令和2年11月19日（木）必着（越谷市役所建築住宅課宛）

※書類が第三者から見えないよう、下記書類を必ず封筒に封入し、封緘のうえ提出してください。

【資格審査を行う前に提出していただく書類】

（1）市営住宅入居資格審査申出書

資格審査対象者に市営住宅抽選結果と専用封筒と一緒に郵送いたします。

（2）入居予定者全員の番号確認書類

次の書類から1点を提出してください

- ① 個人番号カード（写真付き）の写し（表面と裏面）
- ② 通知カードの写し（表面と裏面）
※通知カードに記載されている情報が現状と異なる場合は利用不可
- ③ 住民票（個人番号付き）

（3）入居予定者全員の身元確認書類の写し（上記（2）で②または③を提出された方）

- ① 1点で身元確認ができる書類の例（顔写真が付いている公的な書類等）
 - ・運転免許証のコピー（住所変更等の変更がある場合は裏面のコピーも必要）
 - ・運転経歴証明書のコピー
 - ・旅券（パスポート）のコピー
 - ・障害者手帳のコピー（写真付き）
 - ・在留カードのコピー
 - ・特別永住者証明書のコピー
 - ・住基カードのコピー（写真付き）
- ② 2点で身元確認ができる書類の例（顔写真が付いていない公的な書類等）
 - ・介護保険被保険者証のコピー
 - ・後期高齢者医療受給者書のコピー
 - ・健康保険被保険者証のコピー
 - ・年金手帳のコピー
 - ・年金証書のコピー
 - ・障害者手帳のコピー（写真なし）
 - ・生活保護受給者証のコピー
 - ・児童医療手当受給者証のコピー
 - ・児童手当受給者証のコピー
 - ・学生証のコピー（写真、氏名、住所、生年月日等の記載があるもの）

1 1. 入居資格審査等

抽選結果に従って、市営住宅の入居資格審査を行います。

(1) 入居資格審査の際に必要な書類について

準備していただく必要書類は、13. 資格審査日に必要な書類 (P. 13) を参照してください。
資格審査を行う日までに必要書類を漏れのないように準備してください。

(2) 入居資格審査

入居資格審査では、所得、住所、家族関係、不動産の所有状況、住宅の困窮状況、税金の納入状況、その他市営住宅の入居資格に関して必要な事項について、書類審査並びに資格審査対象者または同居する家族等からの聞き取り調査などを行い、審査対象者が入居資格を満たしているか否かを判定します。その際、必要に応じて現地調査を行うこともあります。審査日時等については、直接審査対象者本人にご連絡いたします。

なお、入居資格審査日までに資格審査書類が提出されない場合は、審査ができないため失格となりますので、ご注意ください。

※状況に応じて資格審査を郵送で行うことがございますので予めご了承願います。

1 2. 入居手続き

入居資格審査で入居資格を満たしていると判定された方は、所定の手続き期間のうちに市営住宅入居請書等の提出と敷金（決定家賃の3か月分）を納入していただきます。

(1) 手続き期間：入居者に別途通知いたします。

(2) 手続き内容：市営住宅入居請書等の入居に関する書類の提出と敷金（決定家賃の3か月分）を納入していただきます。

13. 資格審査日に必要な書類

公開抽せんにより当選された方は、マイナンバー提出（P. 11 参照）の上、以下の書類を持参し、資格審査を受けてください。

(1) 全員に提出していただく書類(各種証明書は3ヶ月以内に発行されたもの)

No	書類名	備考	発行先等
1	賃貸契約書の写し	賃貸住宅に住んでいる方は、最新の賃貸契約書のコピー ※審査時点で契約期間内のもの ※契約書等がない場合は事前にご相談ください。	—
	令和2年度固定資産評価証明書（土地・家屋）	親族等名義の住宅に同居している方 ※所有者（共有名義含む）全てが記載されているもの	資産税課
2	不動産不所有申立書	資格審査の案内と一緒に郵送します。	—

(2) 該当する方のみ提出していただく書類(各種証明書は3ヶ月以内に発行されたもの)

※本人だけではなく、同居者が該当する場合も必要です。

NO	内容	必要な書類	発行先等
1	単身で申し込む方	・戸籍謄本（全部事項証明書）	市民課
		・単身入居の資格認定の申立書	—
2	母子(父子)家庭	・戸籍謄本（全部事項証明書） ※離婚や配偶者の死亡等が確認できるもの	市民課
3	寡婦(寡夫)控除の該当世帯	・戸籍謄本（全部事項証明書） ※配偶者の死亡等が確認できるもの	市民課
4	内縁関係にある世帯	・それぞれの戸籍謄本（全部事項証明書）	市民課
		・内縁関係申立書	—
5	世帯分離して同居している方	・他世帯全員の住民票 （続柄および本籍が記載されているもの）	市民課
6	満20歳以上で配偶者のいない方がいる世帯	・戸籍謄本（全部事項証明書）	市民課
7	平成31年1月2日以降に現在の職場に就職した方	・給与支払証明書	現在の勤務先
8	平成31年1月2日以降に退職し、現在無職の方	・退職証明書または雇用保険受給資格証の写し	以前の勤務先
9	平成31年1月以降に年金の受給権を取得した方	・年金証書	—
		・直近の支払い通知書の写し	—
10	平成31年1月2日以降に自営業を開業した方	・事業所得等収支明細書	—
		・税務署長に提出した開業届けの控え	—
11	日本国籍のない方	・在留カードまたは特別永住者証明書の写し ※裏表両面の写しが必要	—
12	DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・ 婦人相談センター所長の証明（保護終了後5年以内） ・ 母子生活支援施設の長の証明（保護終了後5年以内） ・ 裁判所が決定した保護決定書の写し（決定後5年以内）	—
13	ハンセン病療養所等に入居していた方がいる世帯	入居証明書（国立ハンセン病療養所等の長又は厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）	—

※その他、事情に応じて必要な書類を提出していただく場合もございます。

※審査において、指定された期日までに提出できない場合は失格となります。

14. 募集住戸

【一般住宅】※2人以上の世帯のみ申込できます。

住宅名	所在地	間取り ※1	募集 戸数	募集 階数	建設 年度	構造	家賃(予定) ※2	EV ※3	浴槽	P ※4	設備	最寄駅 ※5	前回 倍率 (倍)
①川柳町中層住宅	川柳町 1-282-1	2K (43.37m ²)	3戸	2・4・5 階	S45	中層耐火 5階建	12,800～ 25,300	無	無	無	水洗トイレ (和式) LPガス	越谷レイク タウン駅	0.0

【一般住宅】※2人以上の世帯のみ申込できます。

住宅名	所在地	間取り ※1	募集 戸数	募集 階数	建設 年度	構造	家賃(予定) ※2	EV ※3	浴槽	P ※4	設備	最寄駅 ※5	前回 倍率 (倍)
②七左町中層住宅	七左町 4-372-1	2DK (56.89m ²)	1戸	1階	H6	中層耐火 5階建	25,800～ 50,700	有	有	有	水洗トイレ (洋式) 都市ガス	新越谷駅	15.0

【一般住宅】※3人以上の世帯のみ申込できます。

住宅名	所在地	間取り ※1	募集 戸数	募集 階数	建設 年度	構造	家賃(予定) ※2	EV ※3	浴槽	P ※4	設備	最寄駅 ※5	前回 倍率 (倍)
③七左町中層住宅	七左町 4-372-1	3DK (64.81m ²)	2戸	1・4 階	H6	中層耐火 5階建	29,500～ 57,800	有	有	有	水洗トイレ (洋式) 都市ガス	新越谷駅	1.5

【子育て支援住宅】※3人以上の世帯のみ申込ができます。

※入居できる要件がございます。【子育て支援住宅の申込要件(追加要件)】(P.6)をご参照ください。

住宅名	所在地	間取り ※1	募集 戸数	募集 階数	建設 年度	構造	家賃(予定) ※2	EV ※3	浴槽	P ※4	設備	最寄駅 ※5	前回 倍率 (倍)
④西大袋中層住宅	大字大道 306	3DK (67.94m ²)	1戸	2階	H18	中層耐火 5階建	34,700~ 68,100	有	有	有	水洗トイレ (洋式) 都市ガス	大袋駅	1.0

※子育て支援住宅に申込みできるのは、18歳未満の子どもと現在同居し、扶養している世帯です。(入居期限があり、子供(2人以上の場合は、その中で年齢が一番若い子供)が18歳に達する年度までの入居となります。)

※1 間取りについては、16~18ページの参考間取り図を参照してください。

※2 家賃は、入居世帯全員の収入に基づき、家賃算定基礎額に住戸の規模や立地条件、建築年数等の条件を反映して決定します。同じ住戸であっても、入居する世帯の収入によって家賃は異なります。

※3 EVはエレベーターの略です。

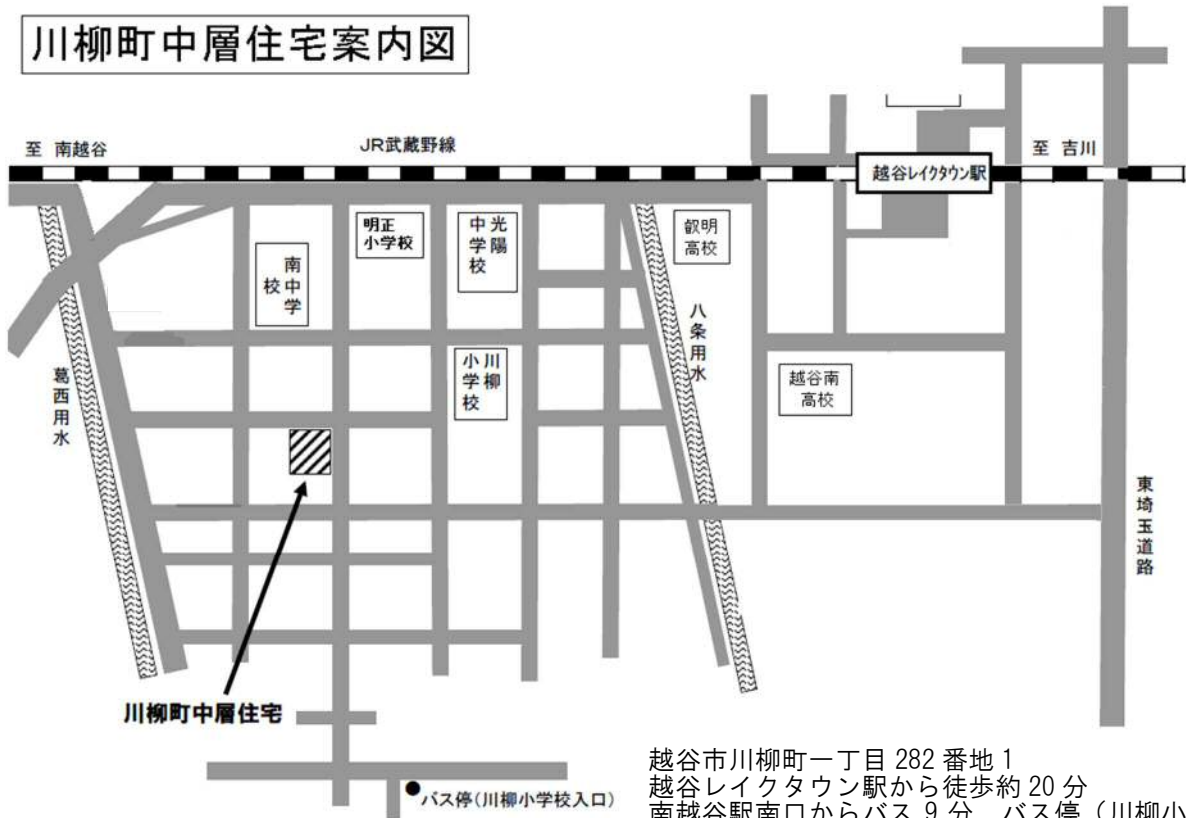
※4 Pは駐車場の略です。駐車場は、利用を希望する時点で空き区画がない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、使用に際しては、別に使用料が発生します。

※5 最寄り駅からの経路等は、16~18ページの住宅案内図を参照してください。

※申込にあたっては、現地及び周辺環境を事前にご確認のうえ、申込団地を選定してください。

15. 住宅案内図と参考間取り図

川柳町中層住宅案内図



越谷市川柳町一丁目 282 番地 1
 越谷レイクタウン駅から徒歩約 20 分
 南越谷駅南口からバス 9 分、バス停（川柳小学校入口）から徒歩約 9 分

外 観



※図面と現況に相違があった場合は現況を優先とします。
 また号室によっては上記間取り図の反転タイプもございます。

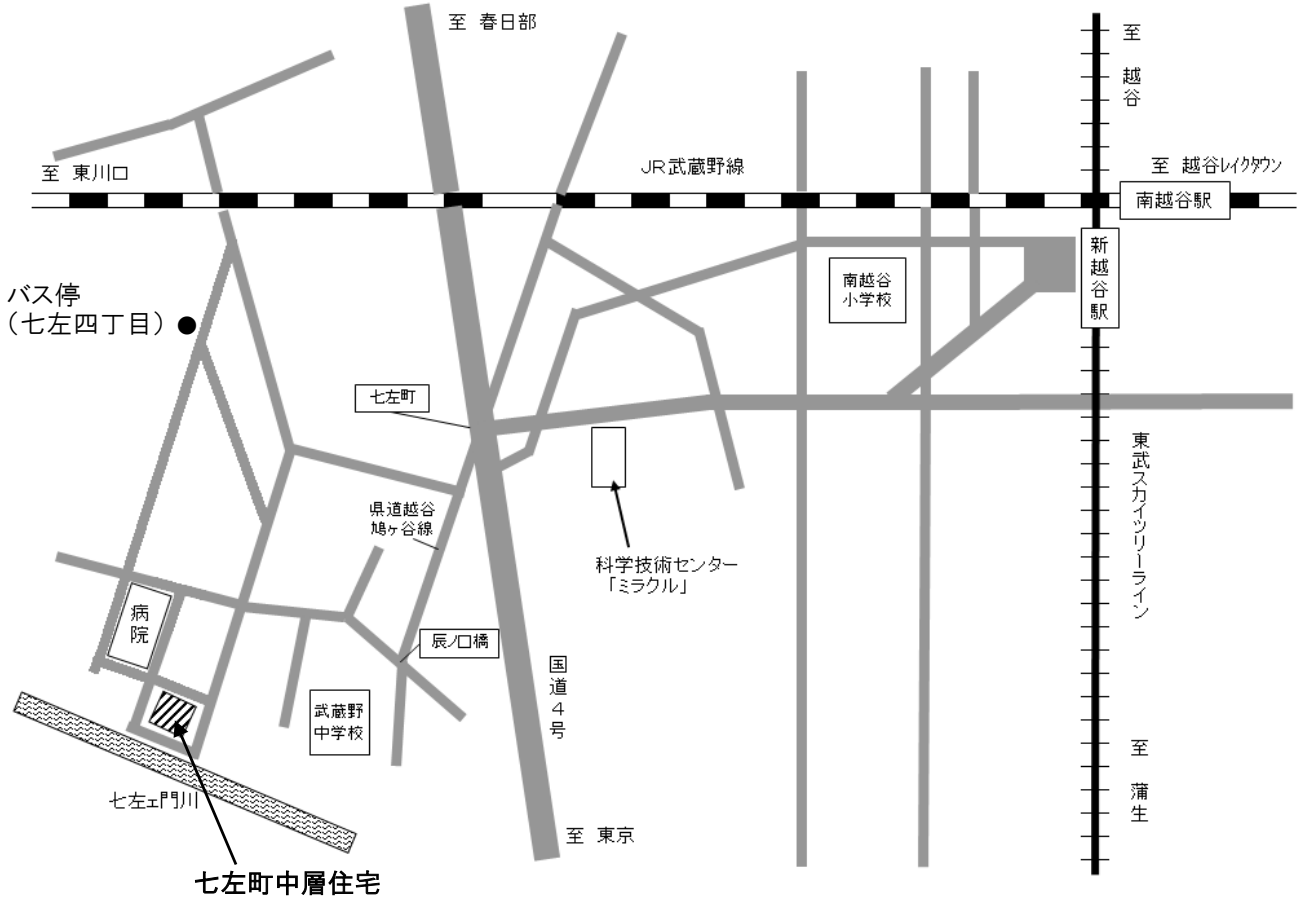
参考間取り図※

住宅番号①：2K（43.37㎡）



七左町中層住宅案内図

越谷市七左町 4-372-1
 新越谷駅から徒歩約 30 分
 新越谷駅からバス 8 分、バス停(七左四丁目)から徒歩約 8 分



外 観

参考間取り図※

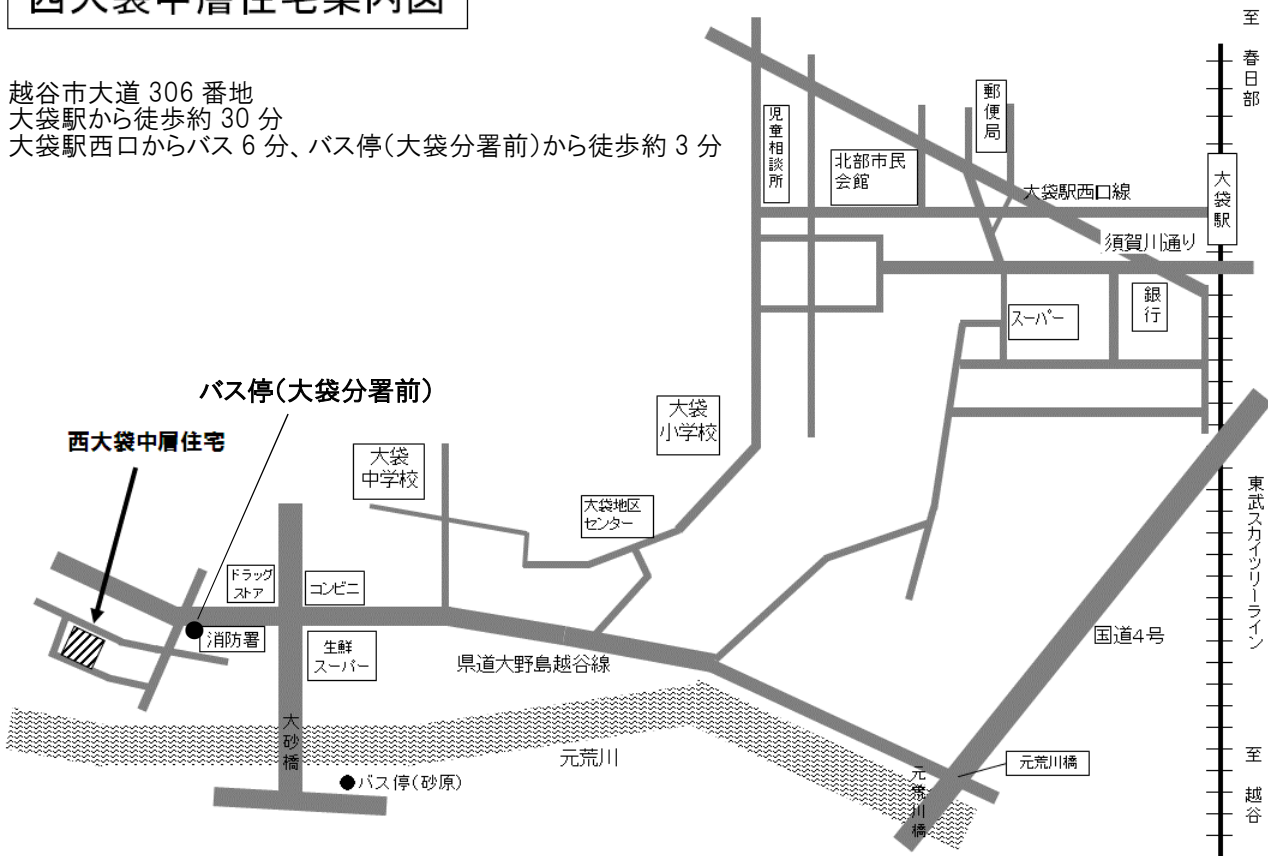
住宅番号② : 2DK (56.89 m²), 住宅番号③ : 3DK (64.81 m²)



※図面と現況に相違があった場合は現況を優先とします。
 また号室によっては上記間取り図の反転タイプもございます。

西大袋中層住宅案内図

越谷市大道 306 番地
 大袋駅から徒歩約 30 分
 大袋駅西口からバス 6 分、バス停(大袋分署前)から徒歩約 3 分



外 観

参考間取り図※

住宅番号④：3DK (67.94 m²)



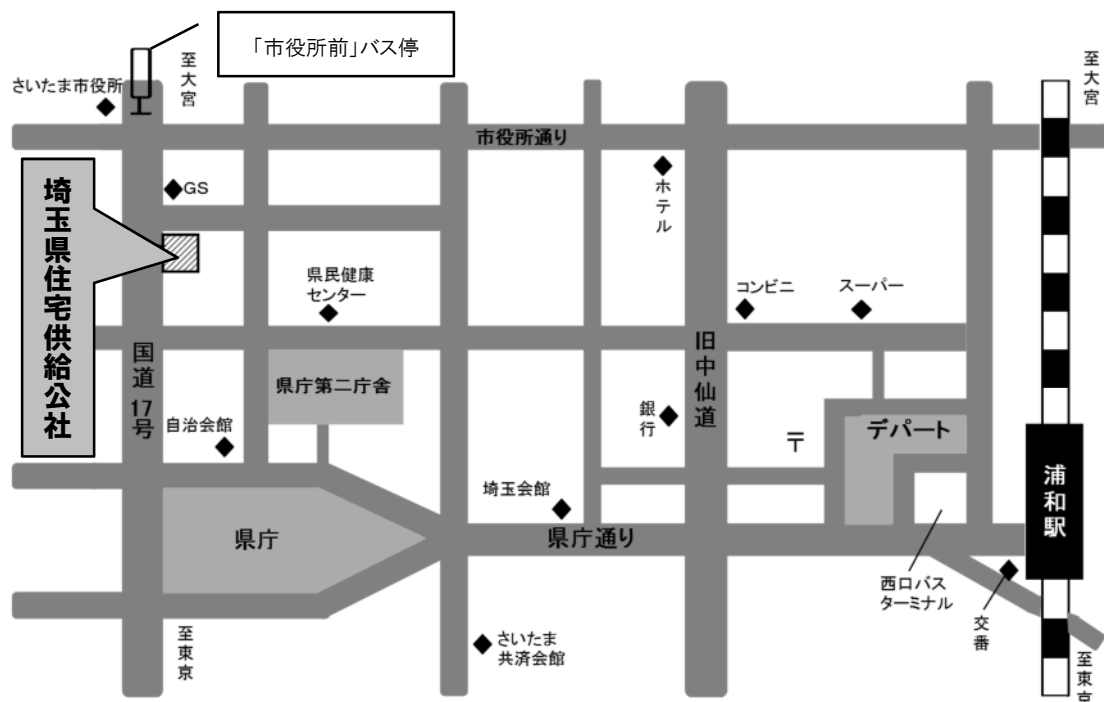
※図面と現況に相違があった場合は現況を優先とします。
 また号室によっては上記間取り図の反転タイプもございます。

メモ

メモ

メモ

<埼玉県住宅供給公社 案内図>



(交通) JR 浦和駅西口より徒歩 20 分

(バス) JR 浦和駅西口から「市役所経由大久保浄水場行き」又は「西堀循環」乗車
「市役所前」下車。徒歩 3 分。

<お問合せ先>

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

越谷市営住宅担当

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

電話 048 (829) 2873

FAX 048 (825) 1822

受付時間 午前 8:30～午後 5:15 (祝祭日を除く、月曜日～金曜日)